

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2025(R7)年 7月 14日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒624-0906 京都府舞鶴市字倉谷660		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日之出化学工業株式会社 代表取締役社長 三宅 憲雄			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	21 台	0 台	0 台	22 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	12 台	0 台	2 台	11 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0.1	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	冷媒用代替フロン使用機器のうち、第一種特定機器については点検表を作成し、3ヵ月毎に簡易点検を実施している。			
	廃棄時	第一種特定機器の廃棄時には、フロン管理担当者が府の登録を受けた回収業者に回収を依頼し、その証明書をファイリング管理する。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	第一種特定機器については、年4回の簡易点検を実施し、異常有無を確認した。			
	廃棄時	エアードライヤー（チラー）2台を更新により廃棄し、証明書によりフロンが適切に処理されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を新設または更新する際は、入手できる製品の中で、ノンフロンまたは地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品を導入する。				
特記事項	廃棄した特定機器(エアードライヤー)2台のうち1台は、冷媒ガスが完全に抜けており回収されなかった（初期充填量 1.0kg）。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。